

個人情報の保護について

令和3年10月6日

弁護士 塚本 順久

1 はじめに

個人情報の保護に関する法律（平成15年成立）

2 個人の情報の保護

- (1) 個人情報の保護に関する法規（法律、条例、ガイドライン）は複数ある
- (2) あなたの施設はどの法規が適用されるのか？

3 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の目的（1条）

個人情報を取り扱う際のルールを定めた法律

個人の権利利益を保護 ↔ 個人情報の適正かつ効果的な活用

4 個人情報（2条1項、2項）

(1) あなたの施設に個人情報がありますか？

(2) 個人情報

「生存する個人に関する情報」であって、次の①②に該当するもの。

（暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。）

- ①「特定の個人を識別することができるもの」（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

例 → 氏名、生年月日、住所、電話番号、顔写真など

職員名簿、相談者記録情報、支援対象者記録情報など

- ②「個人識別符号が含まれるもの」

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子的に利用するために変換した符号

例 → 顔、指紋・掌紋、虹彩、手指の静脈、声紋、DNA など

イ サービス利用や発行されるカード等において対象者ごとに割り振られる公的な番号

例 → マイナンバー、運転免許証番号、旅券番号、基礎年金番号、住民票コード、保険証の記号番号など

5 個人情報取扱事業者（2条5項）

あなたの施設は個人情報取扱事業者か？

→「個人情報データベース等を事業の用に供している者」（個人情報の数は問わない）
（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く）

- ① 個人情報を容易に検索できるように体系化（コンピューター、紙面）（2条4項）
- ② ①を事業に利用している（営利、非営利を問わない）
- ③ 電話帳、住宅地図などは除く

6 個人情報の取得・利用

そもそも個人情報を取得してよいのか。

（1）利用目的の特定（15条）

何のために個人情報を取得しましたか？→できる限り特定しなければならない。
（本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい。）

（2）利用目的による制限（16条）

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うためには、あらかじめ本人の同意を得なければならない。（同意を得るための個人情報利用は別）

例外：ただし、以下の場合で本人の同意を得ることが困難であるときは除く

- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国若しくは地方公共団体等の事務遂行に対して協力する必要がある場合

（2'）不適正な利用の禁止（16条の2）（新設）

違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法による個人情報の利用、が明文で禁止された。

（3）適正な取得（17条）

不正の手段により取得してはならない。

（4）取得の際に本人の同意が必要か？

→ 取得する情報によって異なる。

- ・ 原則は不要（名前、生年月日、住所、電話番号など）
- ・ ただし、あらかじめ利用目的を公表、または、速やかに利用目的を本人に通知又は公表する必要がある（18条）
例 → パンフレット、ホームページに記載
- ・ 「要配慮個人情報」（2条3項）の取得には本人の同意が必要

※「要配慮個人情報」とは

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実
その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱い
に特に配慮を要するもの

例 →病歴、身体障害、知的障害、精神障害、健康診断の結果、診療・調剤情報、
保健指導情報など

7 個人情報の保管

保有個人データ（2条7項）

→開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の
対象になる。

例外：存否が明らかになることで、

- ・本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- ・違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- ・国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる
おそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- ・犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそ
れがあるもの

現行：6ヶ月以上消去せずにいる個人情報

改正：令和4年4月1日からは、6か月以内に消去される短期保有データについても
「保有個人データ」に含まれることになった。）

(1) 漏えい、滅失、き損の防止（20条） → 必要かつ適切な措置

例 → 紙の個人情報は鍵のかかる引き出しで保管する
パソコンの個人情報ファイルにはパスワードを設定する
個人情報を扱うパソコンにはウイルス対策ソフトを入れる

・漏えい時の報告義務（新設）

→ 個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えい等の発生時は、個人情報保護委員
会に報告し、本人に通知すること義務を負う（個人情報保護法 22条の2）

(2) 第三者への提供

原則として、あらかじめ本人の同意が必要（23条）

提供した記録の作成が必要（25条）

個人関連情報が提供先で個人データとなることが想定される場合に本人の同意が
得られているか等の確認が必要（新設）

(3) 消去

必要なくなれば遅滞なく消去（19条）

(4) 本人からの個人情報開示請求があれば、遅滞なく開示（28条）

現行：原則として書面の交付による方法とされている。

第三者提供記録は、本人による開示請求の対象ではなかった。

改正：令和4年4月1日からは、本人は、電磁的記録の提供による方法など個人情報取扱事業者の開示方法を指定でき、個人情報取扱事業者は、原則として本人が請求した方法によって開示する義務を負うことになった。

第三者提供記録が、本人による開示請求の対象となった。

(5) 情報が内容が事実でないとして訂正、追加、削除請求があれば、調査して訂正などをする（29条）

(6) 保有個人データの利用停止等（30条）

現行：利用停止・消去請求ができる場合は、次の場合に限定されていた。

- ・ 個人情報を目的外利用した場合（16条）
- ・ 不正の手段により取得した場合（17条）

改正：次の場合も、請求できるようになった。

- ・ 違法又は不当な行為を助長し又は誘発するおそれがある方法で利用した場合
- ・ 保有個人データを、事業者が利用する必要がなくなった場合
- ・ 保有個人データの漏えい等が生じた場合（22条1項）
- ・ その他、保有個人データの取扱いにより、本人の権利利益が害されるおそれがある場合

8 「仮名加工情報」

データ内の特定の個人を識別できる情報（氏名等）を、削除または他の記述に置き換えることで、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した情報

現行：匿名加工情報（特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、かつ復元できないようにした情報）

改正：匿名加工情報と比べ加工範囲が縮小し、利用制限が拡大（漏えい等の報告義務、開示請求、利用停止等の適用対象外）

→ビッグデータ等の利活用を促進するために創設された。

9 法令違反に対する罰則の強化

現行

- ・措置命令の違反の罰則：6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・個人情報データベース等の不正流用：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・報告義務違反の罰則：30万円以下の罰金

改正

- ・措置命令違反の罰則：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・個人情報データベース等の不正流用：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・報告義務違反の罰則：50万円以下の罰金

* 個人情報データベース等の不正流用については変わらない。